

## 女子短期大学ガス需給仕様書

### 1 概要

- (1) 件名 女子短期大学で使用するガス
- (2) 供給場所 岐阜市一日市場北町7番1号
- (3) 供給建物 女子短期大学
- (4) 業種及び用途 官公庁（大学）

### 2 仕様

- (1) ガス種別 都市ガス（13A）
- (2) 供給熱量 45MJ/m<sup>3</sup>
- (3) 供給圧力 低圧
- (4) 予定使用量等 別紙のとおり
- (5) 供給期間 令和5年3月の検針日の翌日から令和6年3月の検針日まで
- (6) 計量器（取引メーター）

種別	メーター番号	最大ガス通過流量 (m <sup>3</sup> /h)	負荷計測器	負荷計測器型番	設置場所	主な使用機器
空調用	NB50-2845	50	無	無	女子短期大学	GHP空調機 ×11台
一般用	NB100-4406	100	無	無		ガステーブル、コンビネーションレンジ、給湯器、フライヤー、炊飯器、食器洗浄機、温水ボイラー

※財産については、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者のものである。

- (7) 需給地点  
岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が設置したガス供給設備の最終フランジの接続点
- (8) 供給期間中のガスの契約に影響するようなガス設備の変更予定なし

### 3 その他特記事項

- (1) ガス料金の計算方法
  - ア ガス料金の算定は、1ヶ月（前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間をいう。）の使用量により行うものとする。
  - イ 毎月のガス料金＝定額基本料金＋（従量料金単価＋原料費調整額）×使用量  
（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
  - ウ 原料費調整額は、原則、岐阜市を供給区域とする旧一般ガス導管事業者の基本約款に定める金額とし、適用期間についても同様とする。
  - エ ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第1位以下の端数を切り捨てる。
  - オ ガス料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
  - カ 別途、ガス料金の割引提示をする場合は、計算方法及び適用条件を明示すること。

- (2) 時間当たりの最大使用量の算出が必要な場合は、負荷計測器の設置、又は、計量器の最大ガス通過流量の合計値を最大使用量とするなど、発注者受注者協議のうえ、決定する。
- (3) 今回の契約を実行するため、負荷計測器設置等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。  
なお、負荷計測器設置にあたっては、ガス使用量のデータをパルス信号で中央監視盤に蓄積する既設システムに支障がないように設置すること。
- (4) ガス料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定されたガス料金を発注者に請求するものとする。
- (5) 毎月の請求書等は岐阜市立女子短期大学へ送付すること。
- (6) 受注者は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)の定めるところにより、消費機器の調査、危険発生防止周知を行うものとし、ガス工作物の点検、緊急保安は、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が行うものとする。
- (7) 現在のガス供給者 東邦ガス株式会社
- (8) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

## 予定月間使用量・予定年間使用量

供給年月	月あたり使用量 (m <sup>3</sup> /月)
令和5年 3月	2,850
令和5年 4月	1,575
令和5年 5月	255
令和5年 6月	757
令和5年 7月	3,316
令和5年 8月	3,495
令和5年 9月	1,516
令和5年 10月	2,168
令和5年 11月	1,456
令和5年 12月	3,973
令和6年 1月	4,705
令和6年 2月	5,046
合計	31,112

※いずれも予定数値であり、実際の使用量においては、検針による。また、発注者の都合により  
予定数量を上回り、又は下回ることができる。